

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月24日

【計算期間】 第10期中（自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日）

【ファンド名】 ノムラ・ユーロ・レバレッジド・ローン・ファンド - クラスA
(Nomura Euro Leveraged Loan Fund)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Director and Conducting Officer, Jean-François Caprasse)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 猪狩 勇人

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 5863

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

１【ファンドの運用状況】

ノムラ・ユーロ・レバレッジド・ローン・ファンド - クラスA（

Nomura Euro Leveraged Loan Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）【投資状況】

（2016年9月末日現在）

資 産 の 種 類	国 名	時価 (ユーロ)	投 資 比 率 (%)
国債	ドイツ	13,706,900	90.64
現金、預金およびその他の資産(負債控除後)		1,415,758	9.36
純資産総額		15,122,658 (1,739,861,803円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) ユーロの円貨換算は、2016年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝115.05円）によります。以下、特別の定めのない限り、ユーロの金額表示はすべてこれによります。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2015年10月1日から2016年9月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)
2015年10月末日	17,181,348	1,976,714,087	54.99	6,327
11月末日	17,228,644	1,982,155,492	55.14	6,344
12月末日	17,174,923	1,975,974,891	54.97	6,324
2016年1月末日	16,405,546	1,887,458,067	55.06	6,335
2月末日	16,225,349	1,866,726,402	54.45	6,264
3月末日	16,464,115	1,894,196,431	55.26	6,358
4月末日	15,459,570	1,778,623,529	55.64	6,401
5月末日	15,513,232	1,784,797,342	55.83	6,423
6月末日	15,432,897	1,775,554,800	55.54	6,390
7月末日	15,076,621	1,734,565,246	56.16	6,461
8月末日	15,087,388	1,735,803,989	56.20	6,466
9月末日	15,122,658	1,739,861,803	56.33	6,481

【分配の推移】

期間	分配金(ユーロ)
2015年10月1日から2016年9月末日	0

【収益率の推移】

期間	収益率（％）（注）
2015年10月1日から2016年9月末日	2.66

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2016年9月末日の受益証券1口当たり純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 2015年9月末日の受益証券1口当たり純資産価格

2【販売及び買戻しの実績】

2015年10月1日から2016年9月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2016年9月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

販売口数	買戻口数	発行済口数
0	63,050	268,460
(0)	(63,050)	(268,460)

(注) ()の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、ユーロで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）【資産及び負債の状況】

純資産計算書
2016年 8月31日現在
（ユーロで表示）

	注記	（ユーロ）	（千円）
資産の部			
投資有価証券—時価 （取得価額：14,111,300ユーロ）	2	14,420,434	1,659,071
銀行預金		98,563	11,340
トータル・リターン・スワップ契約に係る未実現利益	12	78,827	9,069
未収収益		605,228	69,631
トータル・リターン・スワップ契約に係る未収金		1,874	216
資産合計		15,204,926	1,749,327
負債の部			
銀行当座借越		3	0
未払費用	9	107,386	12,355
未払利息		10,149	1,168
負債合計		117,538	13,523
純資産		15,087,388	1,735,804

以下のとおり、受益証券により表章される。

クラスA受益証券	1口当たり純資産価格	56.20ユーロ	6,466円
	発行済受益証券数	268,460口	-
	純資産	15,087,388ユーロ	1,735,804千円

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2016年 8 月31日に終了した期間

クラスA受益証券

期首現在発行済受益証券数	297,960
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(29,500)
期末現在発行済受益証券数	268,460

財務書類に対する注記

2016年8月31日現在

注1 - 組織

ノムラ・ユーロ・レバレッジド・ローン・ファンド - クラスA（以下「ファンド」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」）の間で締結された、2006年12月7日付信託証書（2006年12月29日付追補証書により改訂済。以下合わせて「信託証書」）によって設定された。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠する複数クラスのユニット・トラストである。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済財務書類の年次での提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社はルクセンブルグの会社である。

ファンドは、受託会社と管理会社との合意により延長される場合を除いて、2017年2月28日に終了することを予定して設定されている。ただし、信託証書に記載の状況において、満了前に終了することがある。

ファンドの主な投資目的は、主に短期金融商品および欧州のレバレッジド・ローンに係るスワップ契約に投資を行うことにより、投資家のために安定した収益を上げることである。ファンドはその投資のためにトータル・リターン・スワップ契約を用いたレバレッジを利用する予定である。

ファンドは、主に欧州のレバレッジド・ローンに関するデリバティブ（例えば、トータル・リターン・スワップ）に投資するとともに、額面から相当低い水準で取引されている銀行貸付、高利回り債券ならびに／または欧州の企業発行体の資産もしくは欧州の規制市場において取引されている非欧州圏の企業のユーロ建証券に関するデリバティブを始めとする、担保付および無担保のノート、債券ならびにその他の固定利付型の投資対象等、その他の投資適格未満の固定利付資産および変動利付資産に投資することにより、その投資目的の達成を図る。また、固定利付資産に関連する金利リスクをヘッジするために、ファンドは金利デリバティブ（例えば、金利スワップ、金利キャップおよび金利フロア）を行うこともできる。ファンドは、その投資のための資金調達を行うにあたり、トータル・リターン・スワップを用いたレバレッジを利用する予定であるが、通常の場合では、最大レバレッジは5対1を超えないものとする。投資顧問会社は、関係するスワップの相手方と共に、個々の投資およびポートフォリオ全体に用いられるレバレッジを、認識されたリスクに応じて加減する。

受益者には、ファンドがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

2016年8月31日現在、クラスA受益証券のみが運用されている。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

有価証券への投資

受託会社の助言に基づき管理会社が別途定める場合を除き、ファンドの資産価格は、とりわけ以下の規定に従って決定される。

- (a) 証券取引所に上場されているか、またはその他の規制市場で取引されている証券は、当該取引所または市場において入手可能な直近の価格（取引価格または評価額）で評価される。証券が複数の証券取引所または市場において上場または取引されている場合は、当該証券の主たる市場である当該取引所またはその他の規制市場において入手可能な直近の終値または代表値を使用する。
- (b) 満期までの残存期間が60日以内の短期金融商品については、(i) 市場価格、() 満期の61日前の日における市場価格と額面価格との差額を償却して、または() 市場価格が入手できない場合には償却済原価で評価される。
- (c) 現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価される。
- (d) その他の資産は、適用ある会計原則に従い、または管理会社が誠実に決定するその他の方法により、管理会社が決定する公正価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿をユーロで記帳し、財務書類はユーロで表示される。ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、期末日の適用為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートでユーロに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2016年8月31日現在の為替レート：

1ユーロ＝1.11580米ドル

トータル・リターン・スワップ契約

トータル・リターン・スワップ契約は、公正価額で表示される。純資産計算書において、未実現利益は資産、未実現損失は負債として計上される。この評価により生じる未実現利益または損失の変動は、運用計算書において認識される。支払利息と受取利息の差額は、運用計算書において認識される。

注3 - 保管会社の報酬

保管会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、ユーロで支払われる報酬として、最低年間報酬を7,500ユーロとし、各評価日におけるファンドの純資産額の年率0.03%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。保管会社は、保管会社または副保管会社をいつでも任命することができ、その報酬および経費はファンドの資産から支払われるものとする。

注4 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、ユーロで支払われる報酬として、最低年間報酬を37,500ユーロとし、各評価日におけるファンドの純資産額の年率0.15%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5 - 受託会社の報酬

受託会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、ユーロで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の年率0.01%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注6 - 管理会社の報酬

管理会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、ユーロで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の年率0.01%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注7 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、ユーロで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率1.25%に相当する額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

さらに、投資顧問会社は、ファンドの資産から管理会社より成功報酬（以下「成功報酬」）を受け取ることができる。成功報酬は、毎年2月の最終暦日に終了する12ヶ月間（会計年度末）ごとに算出される。成功報酬は、毎月発生する。各受益証券に係る成功報酬は、各会計年度について、当該会計年度における受益証券1口当たり純資産価格の、受益証券1口当たり基本純資産価格からの増加額の20%に相当する額となる。受益証券1口当たり基本純資産価格とは、受益証券が発行された時点における受益証券1口当たり純資産価格または、かかる受益証券が発行済みである前会計年度末に得られた受益証券1口当たり純資産価格の最高額（もしあれば）のいずれかが高額の方をいう。各会計年度に係る成功報酬は、未払の成功報酬控除前の純資産価格を参考に算出される。成功報酬は、通常、各会計年度末から7日以内に後払いで投資顧問会社に支払われる。ただし、会計年度中に受益証券が買戻された場合は、当該受益証券に関する未払の成功報酬は、受益証券が買戻された日から10日以内に支払われる。投資顧問契約が会計年度中に終了した場合、直近の会計年度中の成功報酬は、契約が終了した日を当該期間の終了日として計算され、支払われる。

注8 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、ファンドの会計年度の四半期毎に、ユーロで支払われる報酬として、目論見書の規定に基づき算出される各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注9 - 未払費用

	(ユーロ)
投資顧問会社報酬	47,668
代行協会員報酬	15,216
事務代行会社報酬	9,375
保管会社報酬	1,875
受託会社および管理会社報酬	763
海外登録費用	9,225
立替実費	760
専門家報酬	22,504
未払費用	107,386

注10 - 分配

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、受益者の保有受益証券口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2016年8月31日に終了した期間において、ファンドは、受益者に対する分配を行わなかった。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払いに対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価格の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12 - トータル・リターン・スワップ契約

2016年8月31日現在、ファンドの未決済のトータル・リターン・スワップは以下のとおりであった。

通貨	額面価格	内容	ロールオーバー日	満期日	未実現利益 (ユーロ)
ユーロ	12,734,401	TRS JPMORGAN CHASE BANK: ローン対ユーロ -EURIBOR-テレレート	2017年7月2日 *	2017年2月28日	78,827
					78,827

トータル・リターン・スワップ契約の基礎となる投資ポートフォリオは、主に、注1に記載されている欧州のレバレッジド・ローンで構成されている。

* トータル・リターン・スワップ契約のポジションは、ファンド終了日に決定される。

（２）【投資有価証券明細表等】

【投資株式明細表】

該当事項はありません。

【株式以外の投資有価証券明細表】

（2016年8月31日現在）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額 (ユーロ)	時価 (ユーロ)	純資産に 占める 割合(%)
ドイツ					
国債					
ユーロ	14,000,000	BUNDESobligation 0.5% 12/04/19 *	14,111,300	14,420,434	95.58
			14,111,300	14,420,434	95.58
		ドイツ合計	14,111,300	14,420,434	95.58
投資有価証券合計			14,111,300 (1,623,505,065円)	14,420,434 (1,659,070,932円)	95.58

* デリバティブ取引に対する担保証券

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

【その他投資資産明細表】

（2016年8月31日現在）

種 類	銘 柄	額面価格		未実現利益	
		(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)
トータル・ リターン・ スワップ	TRS JPMORGAN CHASE BANK: ローン対ユーロ -EURIBOR-テレレート	12,734,401	1,465,092,835	78,827	9,069,046

(注) テレレート：アメリカのマーケット情報配信会社。LIBOR等を始めとする各種金融情報を配信しています。

【借入金明細表】

該当事項はありません。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約4,314万円）で、2016年9月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約288万円）の記名式株式15株を発行済です。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

i）管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社です。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- （a）2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- （b）ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関して、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2016年9月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

（2016年9月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,258,343,444.26米ドル
		2	3,294,182,884.09豪ドル
		1	128,063,608.53カナダドル
		1	710,325,476.63ニュージーランドドル
		1	78,496,017.44英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	21	1,335,892,889.20米ドル
		6	165,283,914.48ユーロ
		12	309,995,723,632円
		9	696,429,025.19豪ドル
		4	49,619,024.92カナダドル
		5	241,446,372.46ニュージーランドドル
ケイマン諸島	その他のファンド	3	16,240,224.18英ポンド
		14	642,595,986.40米ドル
		1	346,736,280.78南アフリカ・ランド
		1	15,122,658.03ユーロ
		23	18,925,207,535円
		6	679,788,219.57豪ドル
		3	197,255,695.15ニュージーランドドル

) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ファンドの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、2006年12月7日付信託証書、2006年12月29日付追補証書および2015年7月31日付修正証書（以下合わせて「信託証書」といいます。）に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグで設立され、保管会社および事務代行会社を務めるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、ファンドの受益証券（以下「受益証券」といいます。）の発行をファンドの勘定で行う排他的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）ならびに受益証券1口当たり純資産価格の計算についても責任を有します。

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。）に明示的に規定される場合を除き、管理会社は自己に付与されたあらゆる権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の一部または全部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委任する権限を有します。管理会社は、いずれかの受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、または管理会社の未必の故意によるその義務の無視による行為でない限り、適用ある法に規定される事項については、受任者もしくは再受任者側の不適切な振る舞いまたは不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。管理会社のこれらの義務の一部は、販売会社、投資顧問会社および事務代行会社に委託されています。

信託証書に基づき、管理会社は、管理会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、もしくは管理会社の未必の故意によってその義務を無視することによる作為または不作為についてのみ責任を有し、それ以外の作為または不作為については責任を有しません。受益者は、かかる請求、訴訟行為、要求または権利主張が管理会社の故意による懈怠、詐欺または過失に起因する場合を除き、管理会社に起因する請求、訴訟行為、要求または権利主張については、ファンドの資産に対してのみ償還を請求するものとします。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対し、ファンドの資産に対して補償および償還を請求するものとします。かかる補償請求は、管理会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、もしくは管理会社の未必の故意によってその義務を無視することによる作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、過去または現在の受益者から補償を受ける権利を有しません。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

(3) 【その他】

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、2010年法の第100条により禁じられています。

5【管理会社の経理の概況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年10月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝115.05円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2016年6月10日、ルクセンブルグ

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2016 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 10, 2016

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

（１）【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2016年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2016年 3 月31日		2015年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1 年以内期限到来		313,374	36,054	401,155	46,153
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	10	8,070,010	928,455	8,050,201	926,176
		8,383,384	964,508	8,451,356	972,329
前払費用		18,750	2,157	18,750	2,157
資産合計		8,402,134	966,666	8,470,106	974,486
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	43,144	375,000	43,144
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,314	37,500	4,314
その他準備金	4	965,000	111,023	1,130,000	130,007
繰越利益	4	6,054,617	696,584	5,255,936	604,695
当期利益	4	556,554	64,032	633,681	72,905
		7,988,671	919,097	7,432,117	855,065
引当金					
納税引当金	5	215,740	24,821	807,746	92,931
		215,740	24,821	807,746	92,931
非劣後債務					
買掛債権					
1 年以内期限到来	6	176,999	20,364	204,352	23,511
税金および社会保障債務					
税金債務		9,513	1,094	9,210	1,060
社会保障債務		11,211	1,290	16,681	1,919
		197,723	22,748	230,243	26,489

負債合計	8,402,134	966,666	8,470,106	974,486
------	-----------	---------	-----------	---------

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2016年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2016年 3 月31日終了年度		2015年 3 月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	9、10	323,029	37,164	379,754	43,691
人件費					
給与および賃金	8	744,856	85,696	811,587	93,373
給与および賃金にかかる 社会保障費	8	73,619	8,470	71,873	8,269
その他営業費用		25,000	2,876	25,000	2,876
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額	7、10	14,201	1,634	1,916	220
所得税	5	111,467	12,824	110,827	12,751
当期利益		556,554	64,032	633,681	72,905
費用合計		1,848,726	212,696	2,034,638	234,085
収益					
純売上高	1	1,843,927	212,144	2,025,472	233,031
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、10	4,799	552	9,166	1,055
収益合計		1,848,726	212,696	2,034,638	234,085

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2016年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2016年3月31日および2015年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2015年3月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936
前期の利益	—	—	633,681
資産税準備金の純取崩し	—	(340,000)	340,000
資産税準備金	—	175,000	(175,000)
2016年3月31日現在残高	37,500	965,000	6,054,617

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2015年1月1日より資産税（「NWT」）申告を年次化した2014年11月25日法に従い、ルクセンブルグ直接税務当局は、特別準備金の計上を通じてNWTの引き下げプロセスを修正する通達（「通達」）を2015年11月19日に公表した。ルクセンブルグNWT法第8項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、その前年に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2016年3月31日現在、配当不可能準備金は合計965,000ユーロ（2015年3月31日：1,130,000ユーロ）であり、これは、2010年から2015年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2015年6月9日に行われた年次総会により、2009年の資産税準備金の全額である340,000ユーロが取り崩され、2015年度の資産税準備金として175,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注6 - 買掛債権

2016年3月31日および2015年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注7 - 利息およびその他金融費用または金融収益

	2016年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益 / (損失)	(8,987)	9,166
短期預金契約に係る受取 / (支払) 利息	4,799	—
当座預金口座に係る受取 / (支払) 利息	(5,214)	(1,916)
	(9,402)	7,250

注8 - スタッフ

2016年3月31日および2015年3月31日に終了した年度において、当社は6名を雇用していた。

注9 - その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2016年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	117,000	119,250
コンサルタント報酬	—	45,224
海外規制費用	95,695	104,173
その他費用	110,334	111,107
	<u>323,029</u>	<u>379,754</u>

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2016年3月31日および2015年3月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2016年3月31日および2015年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2016年3月31日現在、約12,536百万ユーロである（2015年：16,039百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2016
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2016	March 31, 2015
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		313,374	401,155
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	10	8,070,010	8,050,201
		<u>8,383,384</u>	<u>8,451,356</u>
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>18,750</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>8,402,134</u></u>	<u><u>8,470,106</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	965,000	1,130,000
Profit brought forward	4	6,054,617	5,255,936
Profit for the financial year	4	556,554	633,681
		<u>7,988,671</u>	<u>7,432,117</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	215,740	807,746
		<u>215,740</u>	<u>807,746</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	176,999	204,352
Tax and social security debts			
Tax debts		9,513	9,210
Social security debts		11,211	16,681
		<u>197,723</u>	<u>230,243</u>
TOTAL (LIABILITIES)		<u><u>8,402,134</u></u>	<u><u>8,470,106</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2016
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2016</i>	<i>Year ended March 31, 2015</i>
CHARGES			
Other external charges	9, 10	323,029	379,754
Staff costs			
Salaries and wages	8	744,856	811,587
Social security on salaries and wages	8	73,619	71,873
Other operating charges		25,000	25,000
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings	7, 10	14,201	1,916
Income tax	5	111,467	110,827
Profit for the financial year		556,554	633,681
TOTAL CHARGES		<u>1,848,726</u>	<u>2,034,638</u>
INCOME			
Net turnover	1	1,843,927	2,025,472
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 10	4,799	9,166
TOTAL INCOME		<u>1,848,726</u>	<u>2,034,638</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2016

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2016 and 2015, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936
Previous year 's profit	---	---	633,681
Net release of net worth tax reserve	---	(340,000)	340,000
Net worth tax reserve	---	175,000	(175,000)

Balance as at March 31, 2016	37,500	965,000	6,054,617
------------------------------	--------	---------	-----------

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Following the 25 November 2014 law, which annualized the net wealth tax ("NWT") reporting as from 1 January 2015, the Luxembourg direct tax authorities issued on 19 November 2015 a circular (the "Circular") modifying the NWT reduction process through the booking of a special reserve. In accordance with the paragraph 8 the Luxembourg NWT law, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due of the preceding year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2016, the non-distributable reserve amounted EUR 965,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2010 to 2015 (31 March 2015: EUR 1,130,000).

As per Annual General Meeting held on June 9, 2015, the 2009 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 340,000 while a net worth tax reserve of EUR 175,000 was constituted for 2015.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2016 and 2015, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Interest and other financial charges or income

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2016</i> <i>EUR</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i> <i>EUR</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(8,987)	9,166
Interest income/(charges) on short term deposit contracts	4,799	---
Interest income/(charges) on current accounts	(5,214)	(1,916)

(9,402)	7,250
---------	-------

Note 8 – Staff

For the years ended March 31, 2015 and March 31, 2016, the Company has employed 6 persons.

Note 9 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2016</i> <i>EUR</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i> <i>EUR</i>
Domiciliation fees	117,000	119,250
Consultancy fees	---	45,224
Overseas regulation fees	95,695	104,173
Other charges	110,334	111,107
	<u>323,029</u>	<u>379,754</u>

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2016 and March 31, 2015. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2016 and 2015 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 12,536 million as at March 31, 2016 (2015: EUR 16,039 million).

（２）【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。